

日本人同士の場合で外国方式で婚姻した場合

婚姻届

令和 6 年 1 月 7 日届出

在ニュージーランド日本国大使館
総領事 殿

記入はすべて日本語で書いて下さい。
届出日は、窓口で提出する日、郵送する場合は、ポストに投函する日を記入してください。
※文字の訂正、追加又は削除したときは、その字数を欄外に記載し、署名してください。修正液は使用できません。



付 票 住 民 票 通 知

(1)	氏 名	夫 にな る 人	妻 にな る 人
	(よみかた)	がいむ たろう	たなか はなこ
	氏 名	氏 名	氏 名
	外務 太郎	田中 花子	
	生 年 月 日	平成3 年 11月 14日	平成3 年 3 月 9 日
(2)	住 所	ニュージーランド国ウェリントン市	同左
		タワオヒロ通り10 番地 12	番地 号
(3)	本 籍	世帯主の氏名 外務 太郎	世帯主の氏名 同左
	(外国人のときは国籍だけを書いてください)	鹿児島県枕崎市田中町 番地 142	山形県酒田市紺屋 番地 129
	筆頭者の氏名 外務 良一	筆頭者の氏名 田中 和義	
	父 母 の 氏 名	父 外務 良一	父 田中 和義
	父 母 と の 続 き 柄	続 き 柄	続 き 柄
	(他の養父母はその他の欄に書いてください)	母 明子	母 美智子
(4)	婚姻後の夫婦の氏・新しい本籍	新本籍 (左の☑の氏の人が入すでに戸籍の筆頭者となっているときは書きません) 鹿児島県枕崎市田中町142 番地 12	
(5)	同居を始めたとき	令和元 年 5 月 (結婚式をあげたとき、または、同居を始めたときのうち早いほうを書いてください)	
(6)	初婚・再婚の別	☑初婚 再婚 (☐死別 ☐離別 年 月 日) ☑初婚 再婚 (☐死別 ☐離別 年 月 日)	
(7)	同居を始める前の夫婦のそれぞれのおもな仕事	夫 妻 1. 農業だけまたは農業とその他の仕事を持っている世帯 夫 妻 2. 自由業・商工業・サービス業等を個人で経営している世帯 夫☑妻☑ 3. 企業・個人商店等 (官公庁は除く) の常用勤労者世帯で務め先の従業者数が1人から99人までの世帯 (日々または1年未満の契約の雇用者は5) 夫 妻 4. 3にあてはまらない常用勤労者世帯及び会社団体の役員の世帯 (日々または1年未満の契約の雇用者は5) 夫 妻 5. 1から4にあてはまらないその他の仕事をしている者のいる世帯 夫 妻 6. 仕事をしている者のいない世帯	
(8)	夫 妻 の 職 業	(国勢調査の年… 年…の4月1日から翌年3月31日までに届出をするときだけ書いてください) 夫の職業 妻の職業	
その他	令和 5 年 12 月 12 日ニュージーランド国の方式により婚姻成立、ニュージーランドの作成の婚姻証書添付。 出生・死亡および婚姻登録官		
届 出 人	夫 外務 太郎	妻 田中 花子	
署 名 押 印	印	印	

証 人		
署 名 押 印	印	印
生 年 月 日	年 月 日	年 月 日
住 所	番地 番 号	番地 番 号
本 籍	番地 番 号	番地 番 号

記入不要

記入の注意

- 届書はすべて日本語で書いてください。
この届出は長年保存されますので、鉛筆や消えやすいインキで書かないでください。
- 第一子は長男(女)、第二子からは二男(女)、三男(女)と漢数字で記入。
3. 日本と外国の二つの国籍をもっている人は、日本人として本籍欄を書いてください。
当事者の一方が外国人のときは、本籍欄に「国籍何国」とだけ書いてください。
4. 父母がいま婚姻しているときは、母の氏は書かないで、名だけ書いてください。
5. 婚姻したとき、婚姻した日から3か月以内に婚姻証明書をそえて出してください。この場合は証人欄は書かず、「その他」欄に婚姻成立年月日、婚姻の方式及び婚姻証書作成者の職名を記載してください。
外国文の証明書には翻訳者を明らかにした訳文を添付してください。
当事者の一方が外国人のときは、在留国の法律で婚姻してから出してください。この場合、外国人の国籍を証する書面(旅券写し等)を提出してください。
6. 届を出す日に同居を始める人は、その日に同居したものであるとしてその年月を書いてください。
まだ同居を始めていない人は、その他の欄に「まだ同居を始めていない。」と書いてください。
7. 再婚のときは、直前の婚姻について書いてください。
内縁のものはふくまれません。
8. 夫 妻 に当てはまると思うものに夫☑、妻☑ のようにしるしをつけてください。
9. 在留国の法律で婚姻したときは、婚姻した日から3か月以内に婚姻証明書をそえて出してください。この場合は証人欄は書かず、「その他」欄に婚姻成立年月日、婚姻の方式及び婚姻証書作成者の職名を記載してください。
外国文の証明書には翻訳者を明らかにした訳文を添付してください。
当事者の一方が外国人のときは、在留国の法律で婚姻してから出してください。この場合、外国人の国籍を証する書面(旅券写し等)を提出してください。
10. 未成年者が婚姻するときは、父母(養子のときは養親)の同意書を出すか、または父母がその他の欄に同意の旨を書いて署名押印してください。
11. 届出人や証人の署名は、はっきりとよめるようにそれぞれ本人が書いてください。なお、外国人が外国語で署名する場合は、その「よみかた」をカタカナで併記してください。
12. 夫婦がともに日本人のときは、届書3通(新しい戸籍がつけられる場合に今までと別の市区町村につくりたいときは4通)、夫婦の一方が外国人のときは、届書2通(新しい戸籍がつけられる場合に今までとは別の市区町村につくりたいときは3通)出してください。
13. 届け出られた事項は、人口動態調査(統計法に基づく基幹統計調査、厚生労働省所管)にも用いられます。

第一子は長男(女)、第二子からは二男(女)、三男(女)と漢数字で記入。

新本籍地を現在とは別の場所に置く場合は、事前に新本籍を置きたい土地を管轄する市区町村役場の戸籍課に、その土地に本籍を置くことができるか事前に確認のうえ、正しくご記入ください。

元号で記入。

別紙の「ニュージーランド住所表記表」を参照のうえご記入ください。

本籍地は番地(番)まで正しく記入。ハイフンは不可。

両親ともに健在で、同一戸籍の場合は母の氏は記入不要。

元号で記入。

戸籍どおりの氏名を楷書体で、署名してください。必ず手書き願います。(※押印は任意)

メールでご連絡させていただく場合がありますので、メールアドレスのご記入もお願いします。

(届出人の連絡先及び電話番号 住所と同じ 04-123-1234または021-345-6789 consular2gmail.com